

意匠法の問題圈 第9回

—— 保護対象 V 部分意匠③

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

V 部分意匠

2. 部分意匠の認定

1) 一般的な部分意匠と出願された部分意匠

①一般的な部分意匠

『意匠審査基準』(以下、『基準』という。)は、主として出願された部分意匠の認定に関し規定する。しかし、意匠法3条1項柱書きの「工業上利用できる意匠」の登録要件は、意匠法2条の意匠の定義を受けて判断されるものである。したがって、『基準』でも、「部分意匠」の定義(意2条1項)に基づき、まず、一般的な部分意匠について規定し、「具体的には、」「(1) 部分意匠の意匠に係る物品は、意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(2) 当該物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分である。(3) 当該物品において、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分である。」と解釈している(『基準』(71.1)81頁)。これは、(1)で「部分意匠の意匠に係る物品」について規定し、(2)、(3)では、「部分」について規定しており、(2)「一定の範囲」と(3)「対比の対象」との概念は、部分意匠の認定のポイントとなる概念である。これらの解釈は、出願された部分意匠のみならず、一般的な公知意匠としての部分意匠にも該当する解釈と思われる。『基準』ではこの点の明記はないが、学説、裁判例では、公知意匠としての部分意匠の存在が肯定されている*1。

なお、この「部分」とは、物品の「部分の形態」であるが、意匠であるから物品の「部分の用途機能」を備えたものと解される。また、「視覚を通じて美感を起こさせるもの」(意2条1項)であるから、一つのまとまりをもった形態(ゲシュタルト)でな

ければならない。公知意匠としての部分意匠も、物品全体の形態を「地」として、そこから独立した一つのまとまった形態(図)として視認されなければならない。

②出願された部分意匠

上記の、一般的な部分意匠の認識を踏まえて、意匠登録出願された部分意匠(以下、「出願部分意匠」ともいう。)の認定*2は、以下の4つの点(観点)に関して行くとされる。その4点とは、「(1) 部分意匠の意匠に係る物品、(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の用途および機能、(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲、(4) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態」である。(以下、「意匠登録を受けようとする部分」は、「意匠部分」という場合もある*3。なお、意匠登録を受けるのは「意匠」であるから、ここでいう「部分」は「物品の部分の形態」すなわち「部分意匠」と理解するのが妥当であろう*4。)

一般的な部分意匠の認識と出願部分意匠の認定との関係で、注目されるのは、「範囲」概念である。一般的な部分意匠の規定における「一定の範囲を占める部分」という場合の「範囲」と、(3)「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲における「範囲」概念の関係である。素直に読むならば、同一概念と解される。そして、「範囲とは、主として部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に対する当該「意匠登録を受けようとする部分」の相対的な大きさ(面積比)をいう。」と定義されている(『基準』(71.3)84頁)。すなわち、出願部分意匠の認定において、「範囲」は、「(4) 意匠部分の形態」と

は別のものと解されている。そうすると、一般的な部分意匠の認識における（３）「対比の対象となり得る部分」は、出願部分意匠の認定における「（２）「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能」と「（４）「意匠登録を受けようとする部分」の形態」に相当すると解される。したがって、部分意匠の認識において、「範囲」概念と「対比対象」概念を区別しておくことが重要と思われる。

部分意匠は、上記のように「物品の部分の形態であって美感を起こさせるもの」であるから、あるまとまりをもった「ゲシュタルト（形態）」として視認されるものでなければならない。抽象的な「範囲」概念のみで捉えられるものではなく、まとまった形態として美感を起こさせるものでなければならないという意味で「対比対象」概念が重要であろう。部分意匠の「実存説」からはこの区別が特に重要と思われる。公知意匠においては、任意に「一点鎖線」で区切られた「範囲」が現実的に存在しないし、視認されないからである。

* 1 拙稿「意匠法の問題圏 第7回」（DESIGN PROTECT 2014 No.101 Vol.27-1）11頁参照。

* 2 『基準』の表題は、「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」（『基準』（71.3）83頁）で、「意匠登録出願に係る部分意匠の認定」となっていない。この表題の「意匠登録出願に係る意匠」は、「物品全体の意匠」を意味していると解することも可能であろう。その場合、「部分意匠の意匠登録出願」とは、部分意匠という出願形式（意匠登録を受けようとする部分を特定し、当該部分を要部と指定した意匠登録出願）を意味すると思われる。「部分意匠の意匠登録出願」と全体意匠の意匠登録出願とは、意匠登録を受けようとする方法及び対象が異なるものであるとの記載もある（『基準』（71.2.1）81頁）。しかし、『基準』では、「出願形式説」を明記しているわけではなく、曖昧な部分が多い。本稿では、「実存説」（前2回参照）の立場で『基準』を見ていく。

* 3 知財高判平成25.6.27「遊技機用表示灯」では、「登録意匠において部分意匠として意匠登録を受けた部分（本件登録意匠部分）」と説示している。大阪地判平成25.9.26「遊技機用表示灯」では、「被告意匠部分」との記載もある。（その他、大阪地判平成22.1.21「マンホール受け枠」にも1箇所（最判HP37頁）記載がある。なお、従来から、物品の部分に係る形態について、この「意匠部分」と表現されることがあった。例えば、東京高判昭和50.4.2「スプレーガン」（無体集7巻1号79頁）では、「本件意匠と本件物件の意匠とは、スプレーガンのありふれた意匠部分たるピストル状の基本的形態が一応、類似しているとはいえ、全体として総合的に見るならば、相互に類似するものということができ

ない。」と説示されている。名古屋高金沢支判平成3.7.10「フェンス」（判時1408号113頁）では、「特徴的な意匠部分」との表現がある。）

* 4 大阪地判平成25.9.26「遊技機用表示灯」では、「本件意匠部分1は、意匠に係る物品を遊技機用表示灯とし、その形態は、別紙意匠目録1の実線で表された部分意匠である」と認定している。また、これと対比される「被告意匠部分」については、「その透明カバー中の上下面及び左右側を除く正面の外表面に係る意匠を「被告意匠部分1」…という」と認定している。したがって、「意匠部分」とは「部分意匠」と同義である（拙稿「造形デザイン」の知財判決紹介⑩（大阪地判平成25.9.26「遊技機用表示灯」）（特許ニュースNo.13725）参照）。

2）出願された部分意匠の認定

①部分意匠の構成要件

意匠登録の要件として「工業上利用することができ意匠であること」（意3条1項柱書）があり、「意匠を構成するものであること」がその工業上利用性の一つとされている（『基準』（21.1）8頁）。通常の意匠（全体意匠）に関する「意匠構成要件」は、「（１）物品とみとめられるもの」「（２）物品自体の形態」「（３）視覚に訴えるもの」「（４）美感を起こさせるもの」である。この4点に加えて、部分意匠の構成要件として、「（５）一定の範囲を占める部分であること」及び「（６）他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る部分であること」がある（『基準』（71.4.1.1）85頁）^{*5}。

②範囲と構成

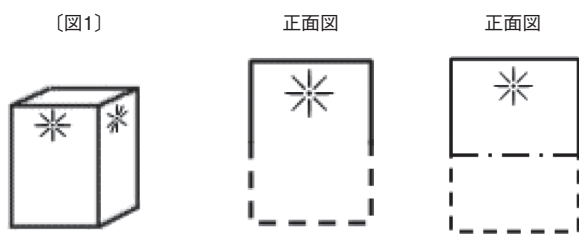
（ア）一定の範囲

『基準』では、「「意匠登録を受けようとする部分」は、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中で一定の範囲を占める部分、すなわち、当該意匠の外観の中に含まれる一つの閉じられた領域でなければならない。」と規定する（『基準』（71.4.1.1.5）86～87頁）。ここで、「一定の範囲」すなわち「一つの閉じられた領域」の意義が問題となる。前記のように、部分意匠の認識における「範囲」概念と「対比対象」概念は区別されるのであり、部分意匠の「位置大きさ範囲」は、物品の部分の形態（部分意匠の構成）ではないからである。

通常、意匠部分は実線で、その他の部分は破線で

記載され、実線によって一定の範囲(閉じられた領域)が形成される。この場合は、「一定の範囲」と「対比対象」が一致していると解される。しかし、境界が実線では記載できない場合もある。その場合は、「一点鎖線」等の「境界のみを示す線」で一定の範囲を表すことが実務上の慣行となっている*⁶。例えば、「〔図1〕」のような立体において、上半部分について部分意匠として意匠登録を受けようとする場合、「境界を示す線」として一点鎖線の利用(例えば、右側の正面図のように。)が推奨される。この場合、両概念の区別が重要になる*⁷〔図1〕。

●図1 一定の範囲を表す部分意匠



一つの解釈は、「部分意匠とはある特定の範囲であるということを前提として、一点鎖線を対比すべき意匠を厳格に画定するものである」と解する、すなわち、一点鎖線は部分意匠の具体的な形態を表すものではないが、一点鎖線で区切られた「領域」は全て部分意匠の構成(形態)であると解する<画定説>。もう一つの解釈は、「部分意匠とはある特定のまとまりのある形態であるということを前提として、一点鎖線は対比すべき意匠を特定するためにその意匠を穏やかに囲むものであるとする見方」であり、一点鎖線で区切られた形態は部分意匠の構成(形態)ではなく、対比対象とならないと解する<囲い説>*⁸。

〔図1〕について上半部分の部分意匠を出願する場合、一点鎖線をどの位置に記載するかは、出願人の自由であるように思われる。また、一点鎖線の位置が多少上下しても部分意匠の実質的な同一性は変わらないようにも思われる。実質的に同一の部分意匠を出願するとしても、一点鎖線の記載は一義的に

定まらないといえよう。「画定説」は、範囲の画定が一義的でない中でこのような画定をした出願人の自己責任として一点鎖線を登録意匠の範囲を厳格に画定すると解するものと思われる*⁹。

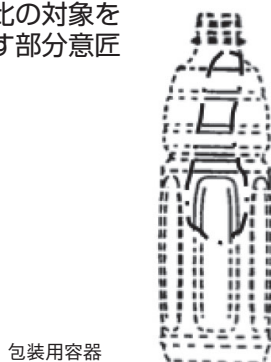
しかし、一点鎖線は「境界のみを示す線」とするのにも、その画定した「領域」を、意匠の構成(形態)とし認定するというのは、矛盾すると思われる。そして、そもそも部分意匠の実存説の立場からは、出願された部分意匠だけが、部分意匠ではない。公知意匠(被告意匠)も部分意匠でありうるが、公知意匠には、一点鎖線で区切られた範囲は存在しない。公知の部分意匠として視認できる「構成」は、一つのまとまった形態(ゲシュタルト)でなければならぬと解される。「物品の部分の形態であって視覚を通じて美感を起こさせるもの」(意2条1項)とは、視認できる形態であり、これが対比の対象となる部分意匠である。したがって、「範囲」とは、全体意匠の中で部分意匠の「およそ」位置大きさ範囲を意味するものであり*¹⁰、前記「囲い説」が妥当と思われる。そうとすれば、本来、一点鎖線で「範囲」を厳密に画定させる運用が必要であるか疑問が残るところである。

(イ) 対比の対象

『基準』は、「一定の範囲を占める部分であっても、他の意匠と対比する際に対比の対象となり得る意匠の創作の単位が表されていないなければならない。」と規定する(『基準』(71.4.1.1.6)87頁)。「意匠の創作の単位が一つも含まれていないものの例」として「包装用容器」の事例を挙げている〔図2〕。この要件については、否定的な論者もあるが*¹¹、大方は肯定的である。

吉原氏は、「意匠の物品性、形態性、視覚性、美感性という要件からして、物品の部分として一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を生じさせるものであることが必要であるといえる。」と指摘している*¹²。また、裁判例では、「出願人は、一定のまとまりがあり、視覚を通じて美感を起こさせる形状等からなる部分については、……自ら、意匠登録を

●図2 対比の対象を表す部分意匠



包装用容器

受けようとする部分を定めることができる」との説
示がある*13。出願人は、自由に部分意匠として意
匠登録を受けようとする部分を決めることができ
るが、意匠登録を受けることができるのは、「一定の
まとまり」がある部分、言い換えれば、「形態(ゲシ
ュタルト)」である。この「一定のまとまりがある形態」
が対比の対象となりうる部分と解される*14。

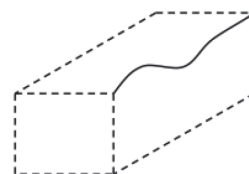
(ウ) 範囲と構成

以上のように、「一点鎖線は、部分意匠として意
匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境
界のみを示す線」である。したがって、「一点鎖線
で表された形状」は部分意匠の部分の構成態様とし
て認定すべきはない。部分意匠の構成態様と認定で
きるのは、その一点鎖線で区切られた範囲内に存在
する「対比の対象となり得る」単位、すなわち「一
定のまとまりのある部分」であり、「形態(ゲシユ
タルト)」として認識されうる部分でなければならない。
この解釈(囲い説)によれば、以下のような運
用を検討する必要があると思われる。

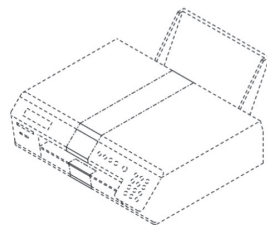
(a) 線の部分意匠[図3]

『基準』では、一定の範囲を占めると認められ
ないものとして、「シルエット」のほかに「稜線
のみのもの」を例示している(『基準』(71.4.1.1.5)
87頁)。たしかに、「線」は面積がなく、「一定の
範囲」を占めるものとは認められない。しかし、「線
は形状の一種」であり*15、視覚を通じて美感を
起こさせるものと解される。したがって、例えば
「稜線」を一定の幅をもった一点鎖線で囲んだ図
面で表された部分意匠を出願するならば、一定の
範囲を占めるものと認められ、かつ、稜線によっ
て「対比の対象」となる「形態」が表れているな

●図3 線で表した部分意匠



建築用コンクリートブロック



意匠登録第1221529号 コピー、スキャナー、ファクシミリ機能付
プリンター



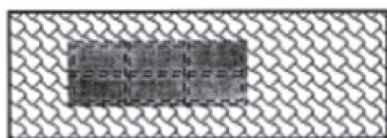
らば、意匠登録を受けることができよう。そうと
すれば、形式的に周囲を一点鎖線で囲む必要もな
く、稜線形状が視認される場合は、部分意匠の成
立を認めてもよいように思われる。

なお、一点鎖線で表された形態が部分意匠の構
成(形態)に含まれないとすれば、実質的には断
面形状(外観は線)の部分について意匠登録を受
けたと認められる登録事例(例えば、意匠登録第
1221529号「コピー、スキャナー、ファクシミリ機
能付プリンター」)もある。

(b) 図形内側の破線

図形の内側に破線部が記載されている場合の部
分意匠の認定については、「一般に、図形中の破
線等によって表された位置に、形状等を特定しな
い部分(下記の事例では、部分意匠として意匠登
録を受けようとしない、形状を特定しない窓)を
有する意匠として取り扱う」とされ、「境界は、
破線部の外縁にある」と認定される。事例の場合、
「意匠登録を受けようとする部分」は、…平板長
方形状壁板において正面部中央左寄りに破線で表
された長形状(薄墨を施した部分)を除いた部
分」となる*16[図4]。この場合、「囲い説」では、
「破線で表された長形状」は「形状を特定しな
い窓」であって、対比の対象ではなく、部分意匠
の構成(形態)とは認定されない。

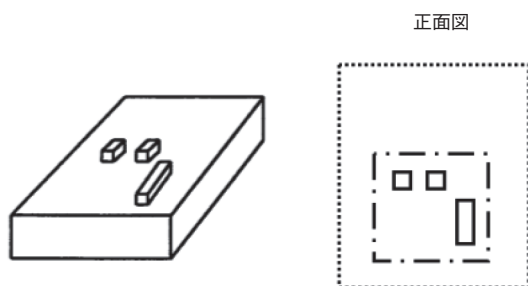
●図4 図形の内側を破線で表した部分意匠



(c) 多意匠

「囲い説」の考え方で、一点鎖線で囲まれた領域は意匠の構成(形態)でないと捉えたとすると、[図5]の多意匠事例の平面部の三つの突出部分だけが実線で表されている場合、多意匠と認定されるべきであるならば、その三つの部分を、一点鎖線で「一つの範囲」として囲んだとしても、多意匠の認定は変更すべきではないと思われる。

●図5 多意匠事例^{*17}



③その他の部分

(ア) 破線部の特定

(a) 破線表現

通常、「意匠登録を受けようとする部分」は実線で描き、「その他の部分」を破線等で描く(意施規様式6備考11、『基準』(71.2.1)81頁)。「意匠部分」は実線で描く必要がある。「破線」では、厳密には形状が特定しないからである。逆にいえば、「その他の部分」は厳密に形態的な特定性を求められていないということになる。

(b) 図の省略

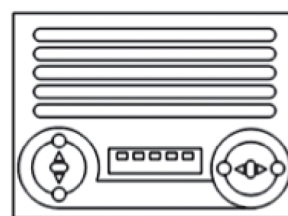
部分意匠の意匠登録出願をする場合、通常の「図の省略」に加えて、「⑤画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面の省略」[図6]および「⑥意匠登録を受けようとする部分以外の部分のみが表れる図」[図7]の省略が認められている(『基

準』(71.2.2)82頁。平成23年7月一部改訂により省略が認められるようになった。)

通常の「図の省略」ができる場合は、「同一又は対称」等の説明によって、意匠の形態が特定できる。これに対して、上記の部分意匠の破線部に係る図の省略は、当該図で表される形態が不特定となるような場合でも、省略が認められる。極端な場合、⑤「画像図」以外の図面が全て省略された場合は、当該出願の意匠に係る物品の形態が全く不特定となる。原則としては、「④「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合」および「⑦「その他の部分」の形態が明らかでない場合」は、意匠が具体的でないと解されるが(『基準』(71.4.1.2)90～91頁)、上記の2ケースはその例外であり、破線部の形態が不特定であっても、当該部分意匠は具体的なものと認められる。

●図6 ⑤の事例〔図2.2-37〕画像図以外の意匠に係る物品を表す一組の図面を省略した例^{*18}

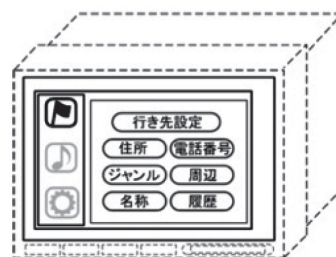
画像図



チューナー付き磁気ディスクレコーダー

●図7 ⑥の事例〔図2.2-33〕その他の部分のみが表れる図の一部を省略した例^{*19}

正面、平面及び右側面を表す図



経路誘導表示機

(c) 部分意匠の開示の程度

原則として、「その他の部分」についても、「最低限の構成要素」(形態)が具体的に図面等に表されている必要がある。それは、第一に「意匠に係る物品」を認識するためであり、第二に、「位置、大きさ、範囲」を具体的に認定するためである*20。

しかし、例えば上記のように、当該物品と一体として用いられる物品に表示される「画像図」についてのみ意匠登録を受けようとする部分とする場合は、当該物品の図を全て省略できる。これは、形態要素は全く不明確(不特定)であっても、願書の記載だけで、当該「意匠に係る物品」を認識できる場合があることを意味する。⑤「画像図」の事例では、「チューナー付き磁気ディスクレコーダー」という物品が概念的に特定されるならば、形態的な特定は必要ない。この場合は形態が不特定で、概念的に物品を特定しただけでも、「(1) 部分意匠の意匠に係る物品」は認定される。

また、このような「画像図」については、「(3) 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲」の認定にも、「その他の部分」の形態の特定は必要ないと解される。『基準』には、「画像図」に関し、「位置・大きさ・範囲の評価をしない」旨の説明もある(『基準』(74.5.2.2.1)143頁)これは、「画像図」に特有の例外かもしれない。だが、「⑥ その他の部分のみが表れる図の省略」がなされた場合、事例「経路誘導表示機」のように、物品全体の略半分の形態が特定しないものとなることもある。「その他の部分」の形態を厳密に特定する必要がないということは、部分意匠における「位置等」は厳密に特定する必要がない場合があると解される*21。

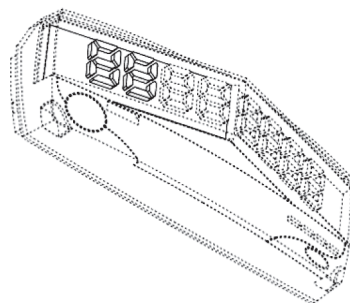
以上のように、部分意匠において、その「意匠に係る物品」は概念的物品として認識されればよく、また、「位置等」についても厳密に特定される必要がない場合もあり、極端な場合、「画像図」等のように、全く「位置等」を特定する必要がない部分意匠もあると解される。

(イ) 物品

部分意匠の「意匠に係る物品」に関しては、前回(拙稿第8回)すでに検討したところであるが、部分意匠についても、願書の「意匠に係る物品」は必須の記載事項である。しかし、図面において破線等で表された部分は、厳密には形態が特定しないとともに具体的な機能も特定しない場合もあり、通常の意匠(全体意匠)に較べて、「意匠に係る物品」の「用途及び機能の認定」は抽象的なものとならざるを得ないし、それで十分と解される*22。

裁判例では、「遊技機用表示灯」の部分意匠において「呼出スイッチ」が破線で描かれていたが、「その実施品である原告製品は、いわゆる呼出ランプであり、遊技者が店員を呼び出すための呼出スイッチが備わっているが、本件意匠部分2に係る物品として、かかる用途及び機能を必須と解すべき理由はない。」と説示したものがある*23[図8]。

●図8



本件意匠部分2「遊技機用表示灯」

(ウ) 位置大きさ範囲

位置等の認定・評価についても、既にある程度検討したところである*24。最近の論文で、岩坪氏は、「角度調整金具用揺動アーム」事件判決*25の、「本件意匠2の部分意匠として指定された範囲外の形状であるから、本件意匠2との差異点とはなりえず……」との判示を引用して、「部分意匠登録を受けようとする部分以外の部分は意匠類否に影響を及ぼさないことを説示していることから、独立説への傾斜が示唆されているようである」と指摘する。そして、「部分意匠制度の趣旨が部分意匠自体の保護で

ある以上、独立説が妥当であろう。部分意匠の効力範囲は、破線を極力度外視した「部分意匠登録を受けようとする部分」によって定めると解すべきである。」と述べている*26。

また、山田氏は、位置等の評価について、要部説（部分意匠の部分形態だけで判断するのではなく、物品全体の位置・大きさを勘案しながら判断すべきであるとする説）と独立説（位置、大きさに関係なく、その部分形態がどこにあり、どんな大きさであろうと、権利主張されている「部分」が使用されれば類似するという説）の対立があるとし、特許庁実務は「要部説によっていると解され」、「意匠の類似について混同説を採った場合、独立説とは相容れない」と指摘する*27。しかし、本稿第7回の検討で指摘したように、独立説（佐藤）も「位置等」を全く考慮しないわけではない*28。独立説と要部説の対立は、類否判断において「位置等」を勘案するか否かではなく、部分意匠についての認識の相違に遡源する対立であり、「実存説」か「出願形式説」かの相違から捉え直されるべきである。山田氏は、最後に「要部説を採るにせよ、部分意匠の対比は、部分意匠とイ号意匠の部分の意匠について判断されるべきであるから、部分意匠自体が同一・類似であれば、他の部分（破線部分）に常識的な変更が施されていても混同が起こる可能性は高いであろう。……破線部についての常識的な変更・相違は、類否判断に影響しないと考えるべきである。」*29と指摘する。また、部分意匠の基本的構成態様は、「ベースとなった物品の意匠から基本的構成態様を認定してはならず、あくまでも部分意匠の構成態様を認定すべき」とし、「部分意匠と、被告製品の部分意匠に対応する部分を対比して類否を判断する」*30とも指摘する。したがって、部分意匠の類否判断は、登録部分意匠と被告部分意匠（「イ号意匠の部分の意匠」「被告製品の部分意匠に対応する部分」）とを対比して行うと解するものであり、被告部分意匠が現実存在することを肯定するものであって、この解釈は「実存説」といえよう。

④部分意匠の構成(部分の形態)

以上検討したように、破線部（意匠部分以外の部分）は、「意匠に係る物品」および「位置等」を特定するためのものであるが、部分意匠の構成（部分の形態）ではない。

山田氏は、「部分意匠の基本的構成態様」の認定について、「ベースとなった物品の意匠から基本的構成態様を認定してはならず、あくまでも部分意匠の構成態様を認定すべきである。」と指摘している*31。

裁判例でも、以前検討したように、「部分意匠に係る部分及び物品の各用途若しくは機能並びに部分意匠に係る物品における部分意匠に係る部分の位置、大きさ及び範囲を参酌することを要するとしても、それらは部分意匠の創作性判断又は類否判断において参酌すべきことをいうにすぎないのであり、これらを部分意匠の構成それ自体に含めることは、その使用の目的に応じて適宜選択、変更するにすぎないとして意匠登録を受けないとしていた部分意匠に係る部分を、実質的には部分意匠に取り込むことになり、部分意匠登録出願の趣旨に反し、構成の特定方法としては相当でない。」との説示がある*32。

部分意匠の構成として認定できるのは、実線で描かれた形態であり、それ以外の部分は、参考図のようなものと解すべきであろう。

*5 なお、『基準』では、表題が「71.4.1.1 意匠を構成するものであること」であり、「部分意匠を構成するもの」とはされていない。また、そこで、「部分意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第2条第1項において定義されている意匠を構成するためには」と規定されているが、この規定では、全体意匠も含むような記載となっている。全体意匠と部分意匠を区別するならば、「意匠法第2条第1項において定義されている「物品の部分に係る意匠」（あるいは、端的に「部分意匠」）を構成するためには」と記すべきものであろう。（これも、「出願形式説」の影響であろうか。）

*6 「「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界にしたい箇所に実線が存在しない場合には、「境界を示す線」として実線又は一点鎖線を用いて境界を明確にしてください。そして、【意匠の説明】の欄に、境界線は単に境界のみを示すために引いた線である旨記載してください。」（「部分意匠」に関するQ&A【問3】（特許庁HP 平成16年）。）

*7 なお、『基準』では、「「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合」を「意匠登録を受けよ

うとする部分」の形態が明らかでない場合」に含めている（『基準』（71.4.1.2）91頁）。境界が「実線」である場合はよいが、「一点鎖線」等の「境界のみを示す線」で閉じられた領域の場合には、「部分の形態」ではないと解され、区別が必要である。

- * 8 判例時報2179号118頁（大阪地判平成24.5.24「角度調整金具用揺動アーム」）の解説参照。
- * 9 前掲判例時報2179号解説では、特許からの出願変更に関し、「取り出し方が一義的でないという点をどのように考慮するかが問題になり得ると思われる。すなわち、取り出し方が一義的でないから一点鎖線を登録意匠の範囲を緩やかに画定するものであると解釈するという考え方もあり得るだろうし、逆に取り出し方が一義的でない中でこのような取り出し方をした意匠権者の自己責任として一点鎖線を登録意匠の範囲を厳格に画定するものであると解釈するという考え方もあり得よう。」と指摘している（判例時報2179号120頁）。
- * 10 「破線部分は実線部分のおおよその位置関係等を示すために用いられているのである」との指摘もある（田村善之『知的財産法〔第4版〕』（有斐閣 2006年）350頁）。
- * 11 加藤氏は、「全体意匠においては、対比可能性というような要件は、なかった」…「当該物品において、一定の範囲を占める部分」とは、物品の部分のはずであり、その形態というのであるから、定義における「物品性」および「形態性」を充足している。そのような物品形態において、意匠の成立を否定することのできるのは、意匠の定義からは、「美感喚起性」以外には、有り得ない。（改行）すなわち、対比可能性というような要件は、意匠の成立要件としては、存在しない。この点、『運用基準』は、「意匠の創作の単位」という概念を持ち込んで説明しているが、そのような言い様にも、論理的に無理がある。何故なら、意匠は、意匠法2条1項の定義規定からは、文理的に「創作」概念なしに成立するから、……」と指摘する（加藤恒久『部分意匠論』（尚学社 2002年）224頁）。
- * 12 吉原省三「部分意匠の問題点」『知的財産と現代社会（牧野利秋判事退官記念）』（信山社1999年）113頁。
- * 13 知財高判平成19・1・31「ブーリー」平18（行ケ）10317、および平18（ケ）10318。
- * 14 『基準』では、「一定のまとまり」という用語は使用していないが、「形態的な一体性」「機能的な一体性」との概念がある（『基準』「71.7.1.2意匠ごとに出願されていないものの例」99頁）。
- * 15 渋谷氏は、「線は形状の一種と考えるべきである。ドイツ意匠法は、線（linie）も全体意匠または部分意匠となりうる旨を規定している（同法1条1号）。」と指摘している（渋谷達紀『知的財産法講義Ⅱ〔第2版〕』（有斐閣 2007年）557頁）。
- * 16 「『部分意匠』に関するQ&A」（平成16年1月 特許庁HP）【問12】。
- * 17 『図面の手引き』58頁参照。
- * 18 『意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き』（特許庁HP）72頁。
- * 19 同69頁
- * 20 「『意匠登録を受けようとする部分』と『その他の部分』を

含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、願書の「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が少なくとも明確に表されていないなければならない。」（『基準』（71.4.1.2）90頁～91頁）。これに加えて、出願の「意匠が具体的なものと認められない場合の例」において、「⑦「その他の部分」の形態が明らかでない場合」「破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的でないときは、「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が具体的にたならないことから、意匠が具体的にないものとなる。」とされている（『基準』（71.4.1.2）91頁）。また、「その他の部分については、少なくとも「当該物品がどのようなものであるか」、「意匠登録を受けようとする部分の物品全体における位置・大きさ・範囲が特定可能な程度に表されている」必要がありますが、意匠の特定に影響がない範囲においては、他の部分のみが表れる図を省略することが可能です。」との説明もある（『意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き』（平成25年特許庁、以下『図面の手引き』という。）特許庁HP 65頁）。

- * 21 なお、『図面の手引き』には、「物品全体における」位置等のみならず、「物品の各部に対してどのような位置に表されているかと特定する」必要があるケースも例示されている（〔図2.2-25〕62頁）。
- * 22 意匠法施行規則様式第8〔備考〕3では、図面に代えて見本やひな形（したがって、写真）を提出する場合は、「意匠登録を受けようとする部分以外の部分を黒色で塗りつぶす等により意匠登録を受けようとする部分を特定」する方法も可能とされている。なお、実務上は、黒色ではなく、グレー等で形態が分かりやすい色が良いであろう。
- * 23 大阪地判平成25.9.26「遊技機用表示灯」平成23（ワ）14336。
- * 24 拙稿前掲「意匠法の問題図第7回」14頁以下参照。
- * 25 大阪地判平成24.5.24「角度調整金具用揺動アーム」（判例2179号118頁）。
- * 26 岩坪 哲「部分意匠（効力範囲・損害賠償）」牧野利秋ほか編『知的財産訴訟実務体系Ⅱ』（青林書院 2014年）174頁。
- * 27 山田知司「意匠の類否」牧野・飯村編『新・裁判実務体系（4）知的財産関係訴訟法』（青林書院 2001年）380頁～384頁。
- * 28 拙稿前掲「意匠法の問題図第7回」15頁～16頁参照。
- * 29 山田前掲384頁。
- * 30 山田前掲380頁。
- * 31 山田前掲380頁。
- * 32 知財高判平成25.6.27「遊技機用表示灯」（平24（行ケ）10449）。他の裁判例については、拙稿前掲「意匠法の問題図第7回」17頁～19頁参照。

（つづく）